

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年2月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器貫通外側計装配管温度打点式記録計において、打点プリント部の板バネに破損が認められたため、当該記録計を補修。(記録は正常)	D	
2	1号機	海水熱交換器電解鉄イオン供給装置の廃棄物処理補機冷却系熱交換器(B)入口流量計のフランジ部において、ゴムライニングの剥離が認められたため、当該ゴムライニングを補修。	D	
3	2号機	原子炉建屋2階のケーブルトレイ及びサポート耐震調査において、ケーブルトレイ・サポート・貫通部・留め金具に不良箇所が認められたため、当該不良箇所を補修。(安全機能に影響なし)	D	
4	2号機	計装用圧縮空気系除湿装置(B)点検後の試運転時、同除湿装置が昇圧できない事象が認められたため、当該制御回路を点検。	D	
5	3号機	サービス建屋エレベータにおいて、操作ボタンを押してもエレベータが動かないことが認められたため、当該エレベータを点検。	D	
6	4号機	燃料プール冷却材浄化系循環ポンプ(A)室空調機ファン用電動機点検において、軸端部及びファンボス部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
7	4号機	復水ろ過装置復水ろ過器(K)逆洗において、タンクベント系異常警報が発生し、再生工程が停止する事象が認められたため、原因調査。	D	
8	1,2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系復水ろ過装置スラッジポンプ吸水空気作動弁駆動部において、少量の空気漏れが認められたため、当該部を補修。	D	
9	1,2号廃棄物処理設備	洗濯廃液収集タンク(A)出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
10	モニタ建屋	廃棄物処理建屋換気系排気筒放射線モニタサンプリングラック点検時、サンプリングポンプ(B)運転積算計に積算不良(カウントしない)が認められたため、当該積算計を交換。	D	
11	その他	溶接事業者検査の社内安全管理審査において、同実施計画書の作成忘れが認められたため、当該実施計画書を作成。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEA4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353